



1

施術前に、**症状や負傷原因**を正確に伝えましょう

なぜ？

健康保険が使える範囲は限られているからです

柔道整復師の施術で健康保険が使えるのは、急性のケガの場合だけです（筋肉痛や肩こり、慢性腰痛では使えません）。また、業務中や通勤途中のケガの場合は労災保険の適用となりますので、そもそも健康保険は使えません。この他、交通事故によるケガの場合は、当座の治療費の負担軽減のため健康保険が使えますが、健保組合に連絡をすることが必要です（この取り扱いは保険医療機関でも変わりません）。

★健康保険が使える症状

打撲および捻挫（肉離れを含む）、骨折*、脱臼*
※ 応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

2

施術後は、**施術内容を確認**のうえ申請書に署名しましょう

なぜ？

誤った請求を防ぐためです

「療養費支給申請書」は、本来患者が健保組合へ申請するものですが、患者の利便性向上のために、代わりに柔道整復師が作成・申請しています。ここで間違いがあると、健保組合へ誤ったまま請求されてしまいます。

柔道整復師への支払いは、みなさんの保険料から行われていますので、施術内容を確認するのは最低限の患者のマナーといえます。白紙の申請書に署名・捺印をするのは絶対に避けましょう。

3

領収証は必ずもらい、**保管**しておきましょう

なぜ？

健保組合から施術内容の確認をすることがあります

健保組合では、誤った請求がないか申請書をチェックしていますが、記載事項だけでは判断がつかないことがあります。そのような場合、みなさんに施術内容を確認することもありますので、領収証は必ずもらって保管しておいてください。

この際、柔道整復師へ伝えた内容等、受診のメモも残しておくことで照会がスムーズに進みます。

整骨院・接骨院では、「柔道整復師」と呼ばれる専門家が施術を行っています。
「各種保険取扱」などと表示されていますが、保険証を使ってかかることができる施術は限られていますのでご注意ください。

整骨院・接骨院の「柔道整復師」にかかるとき

健康保険でかかるときは、ルールを守ってください

柔道整復師は、医師ではありません。そのため、健康保険を使う場合は、病院とはルールが異なります。もちろん、健康保険を使わずに全額自費でかかる場合は問題ありませんので、保険証を使う場合のみ左のルールを守ってかかるようにしてください。

一部の柔道整復師による健保組合への不正請求の問題が指摘されています。近年、柔道整復師にかかる療養費は増加傾向にあります。この支払いはみなさんの保険料から行われるものです。大切な保険料を適正に使うためにも、ご協力をお願いします。

万一健康保険が使えないケースで施術を受けた場合は、後日全額返金を求められることもありますので十分ご注意ください



これだけは
知っておきたい

10月から
番号通知

2016年1月から
スタート

マイナンバー 5つのPOINT

新聞・テレビで最近話題の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）。いよいよ今年10月から各家庭に番号が通知され、来年1月から順次利用が開始します。マイナンバー制度の基本事項と、健康保険との関わりなどについて理解しておきましょう。

※スケジュールや名称、活用例は、現時点で想定されているもので、今後変更になる場合があります。

1人ひとつの
番号をもちます



POINT

1

マイナンバー
とは何か？

マイナンバー（個人番号）とは、
国民一人ひとりに付与される
12桁の番号のこと

その番号によって、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。氏名、住所、生年月日、性別と関係付けられ、市町村長によって、住民票のある方全員に番号が付与されます。したがって、中长期在留者や特別永住者などの外国の方にも、マイナンバーが付与されます。

POINT

2

マイナンバーの
メリット

行政の効率化

手続きが正確で早くなる

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関がもっている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできます。

公平・公正な社会の実現

給付金などの
不正受給の防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

POINT

3

用語の説明

■通知カード

2015年10月から住民票の住所に郵送される、マイナンバーを通知するカード。「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号」が記載されます。顔写真はつきません。

■個人番号カード

2016年1月以降、希望者に交付されるICチップ付きカード。表面に「氏名、住所、生年月日、性別、顔写真」、裏面に「個人番号」が記載されます。個人番号カードを掲示することで、行政窓口でスムーズに本人確認ができるようになります。通知カードと申請書を提出することで、無料で交付されます（その際に通知カードは返却）。

■マイナポータル

2017年1月開始予定の、情報提供等記録開示システム。インターネット上の個人用ページで、マイナンバーを含む個人情報、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないか確認できるようになります。

■法人番号制度

2015年10月から、国税庁長官によって、法人等にも13桁の番号が付与されます。マイナンバー（個人番号）とは異なり、原則公表され、利用範囲の制約がないため、民間での利用も可能です。

POINT

4

健保組合とは どう関わってくる？

健康保険では、

以下のケースでマイナンバーを使用する予定です

- ・被保険者資格取得・喪失の申請
- ・被扶養者（異動）の申請
- ・産前産後休業取得・終了の申請
- ・療養費の支給の申請
- ・出産育児一時金の支給の申請
- ・限度額適用認定の申請
- ・高額療養費の支給の申請

将来的には…

こんなケースでも活用できるかも！

- ・被扶養者の資格確認（検認）に使用
- ・過去に受けた予防接種や特定健診履歴を、転職や転居しても
- ・次の健保組合や自治体に引き継げる
- ・オンライン上での被保険者資格確認
- ・個人番号カードに健康保険証の機能が追加

POINT

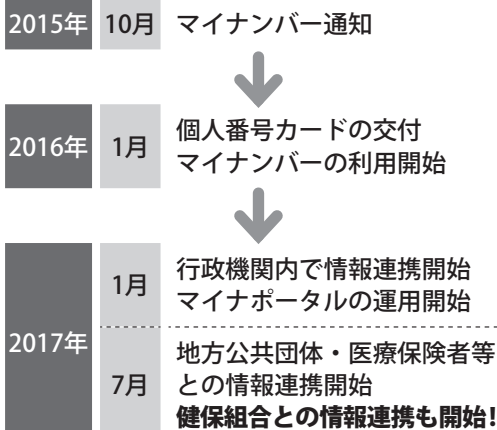
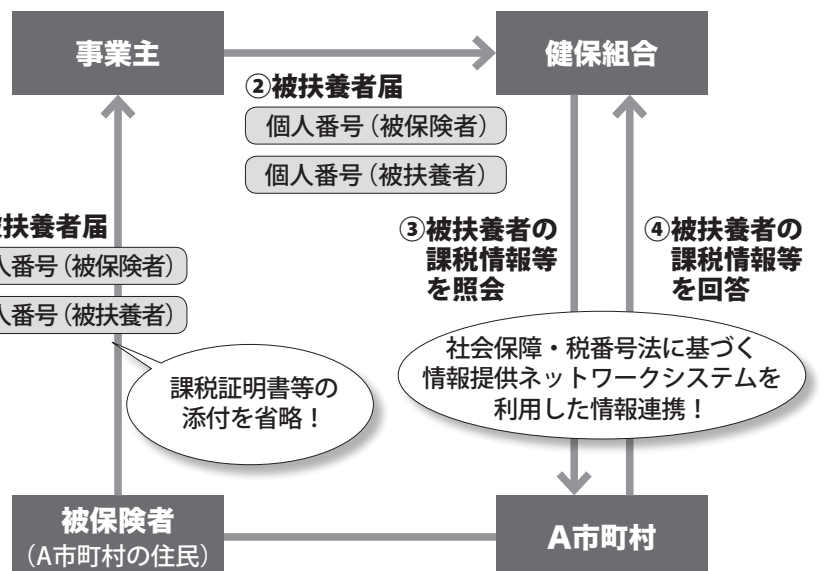
5

今後のスケジュール

2015年10月以降、各家庭にマイナンバーが通知され、2016年1月より、個人番号カードの交付とマイナンバーの利用がスタートします。まずは、社会保障分野では年金に関する相談・照会、税分野では申告書などへの記載、災害分野では被

災者台帳の作成などに、マイナンバーが必要となります。2017年1月から、国の行政機関内での情報連携と、マイナポータルの運用が開始。そして、2017年7月からは、自治体や健保組合でもマイナンバーの活用がスタートします。

(例) 健康保険組合の被扶養者認定を受ける場合





健診結果を行動につなげよう!

「なんともないから」と健診結果を軽視する人もいますが、そもそも生活習慣病は、早期のうちには自覚症状がほとんどありません。信じるべきは、自分の感覚よりも健診結果の数値です。健診結果の指示には従うようにしましょう。

「要治療」「要精密検査」と記載されていた人

「要治療」は、治療が必要なほど数値が悪化している状態です。一方、「要精密検査」は、本当に治療が必要かどうかをより詳細な検査で確認しなければならない状態です。いずれも、すみやかに医療機関を受診してください。



「要再検査」と記載されていた人

一時的な変動かどうか、改めて検査が必要な状態です。すみやかに再検査の予約をお取りください。



「要経過観察」と記載されていた人

ただ放って置けばよいということではありません。健診機関の医師や保健師の指導を受けて、生活習慣の改善を始めてください。



「異常なし」と記載されていた人

ひとまず安心ですが、正常値の範囲内であっても油断は禁物です。過去のデータと見比べて、悪化傾向にないか確認しましょう。悪化していたら、自発的に生活習慣を改善していくのがベストです。



※上記は、一般的な健診結果を記載しています。実際に受け取った健診結果の指示を優先して行動してください。



健診の結果、治療や精密検査が必要とされているにもかかわらず、受診していないケースが問題視されています。せっかく健診で病気の芽が発見されたのに、治療や精密検査を受けず、特定保健指導も受けず、そのまま放置してしまうと、悪化の一途を辿ってしまうからです。

重症化してからでは、病気の治療にかかる期間は長く、費用も大きくなり、最悪のケースでは命の危険もあります。いかに早く行動につなげるかが、その後の健康寿命を左右します。

「ますので、健診結果の指示には従うようにしてください。」

健診を受けていないご家族はいませんか?

今年の健診は受けましたか? 被保険者のみなさん、ご家庭に健診をまだ受けていない被扶養者がいましたら、ぜひ健診の予約をとるように勧めてください。

早期のうちに医療機関へ受診しましょう!

事業概要

(平成 27 年 8 月末現在)

事業所数



8 事業所

被保険者数



男 1,678 人
女 949 人
計 2,627 人

平均標準報酬月額



男 378,124 円
女 269,781 円
平均 338,985 円

被扶養者数



1,207 人
1 人当たり扶養率 0.46 人

介護保険第 2 号被保険者数



812 人